

令和3年1月8日

【重要】緊急事態宣言後の営業・振替期限の延長について

スクール会員の皆様、お客様各位

1月7日に緊急事態宣言が発令されましたが、今のところ通常通りの営業とさせていただきます。ジップテニスアリーナ大宮では業界団体のガイドラインが整い次第、対応を発表致します。

【振替期限について】

通常、振替チケットは2レッスンのみ翌期へ持ち越し可能としておりますが、1月～3月受講分においては全チケット(12枚)を翌期(6月末)へ持ち越し可能とさせていただきます。

※上記以外のものについてはご相談下さいませ。

今後、変更の際にはジップ予約システムのお知らせメール、ホームページ等でご案内させていただきます。

レッスンでのマスク着用のご協力を引き続きお願い申し上げます。
ご不便をお掛け致しますがご協力の程お願い致します。